## 様式第3号

## 会 議 録

会議名(付属機関等名)		第4回川西市特別職報酬等審議会			
事 務 局(担当課)		総務部職員課			
開催日時		令和7年9月25日(木) 午後6時00分から午後8時05分			
開催場所		川西市役所4階 庁議室			
出席	委員	藤崎 陽子 裁		達 絵里原 利明	
*****	その他				
者	事務局	·		跳員課長 哉員課主事	
傍聴の可否		可	傍聴者数	<b>О</b> Д	
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由					
	会議次第	<ol> <li>開会</li> <li>議事</li> <li>追加資料等の説明について・・・・・【資料】</li> <li>参考資料・追加資料等に基づく質疑応答</li> <li>行政委員会の報酬審議</li> <li>答申案の作成</li> <li>その他</li> <li>閉会</li> </ol>			
別紙審議経過のとおり 会 議 結 果					

会長

本日は大変お忙しいところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より、第4回川西市特別職報酬等審議会を開催いたします。

最初に事務局より本日の委員の皆様方の出席状況等についてご説明をお願いします。

課長

本日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の出席状況は、リモートでの出席者も含めて委員8名が出席されています。つきましては、会議開催要件であります過半数の出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、川西市の特別職報酬等審議会公開運用要綱等に基づき、リモートでの出席委員との映像と音声が適正に送受信されていることを、確認させていただきます。 委員の方々、こちらの声は聞こえておりますでしょうか。

委員 委員

はい。聞こえております。はい。聞こえております。

課長

ありがとうございます。

ただいまリモート出席されている方との映像と音声の送受信が適正に行われていることを確認出来ましたのでご報告いたします。

会長

ありがとうございました。

ただいま、当審議会は成立していること、並びにWeb会議の適正な実施状況についてのご報告をいただきました。

本日は、6時から2時間程度をめどに会議を進めたいと思いますが、議論の進み方によっては多少オーバーすることもあるかもしれません。その点は皆様の熱心なご答弁の結果として、お許しいただかなければならないケースも出てこようかと思いますので、あらかじめ申し上げておきます。

なお、当審議会は会議公開運用要綱により公開させていただいておりますのでよろ しくお願いいたします。

それでは早速審議に入りたいと思います。

まずは、前回の振り返りを行ってみたいと思います。前回は、市長、副市長、及び教育長の給料及び議員報酬等の答申案について、並びに行政委員会について、それぞれ議論をいただきました。事務局からの追加資料に基づき、8月に発出されました今年度の人事院勧告にて示された、一般職の給与改定率と、それから、議員報酬について、近隣市と人口規模が同程度の全国の自治体と比較し、川西市の議員報酬がどういう立ち位置かを確認いたしました。加えて行政委員会の活動状況を事務局より紹介していただいて、その中で出た疑問点に対しては、今日事務局より追加資料を用いて説明をいただきたいと思っております。

本日の審議でございますが、まず最初に行政委員会の報酬についての検討を行いまして、後半のところで特別職とそれから議員、行政委員会を含めた答申案について、皆さんのご意見を頂戴し、内容を固めていきたいと考えておりますけれども、皆さん

いかがでしょうか。

委員

はい。

会長

行政委員会の話の前に、前回皆さんに審議いただいた特別職及び議員の答申案の話の中で、議員報酬についてのみ、全国の15万人程度の自治体の比較という資料を作成していただいたのですけども、後から、議員だけを比較して、市長、副市長等はどうなんだということになりかねないと思いまして、その比較も必要だろうと考え、事務局より追加で資料を作成いただいております。

まずは、資料の1、市長、副市長、それから教育長の給料の検討資料を事務局より ご説明お願いします。

課長

それでは、第4回の追加資料につきまして、まず初めに資料1の市長、副市長及び 教育長の給料についての検討資料をご説明させていただきます。資料左上に人口1人 当たりの特別職報酬負担額と記載のある資料をご覧ください。

前回、議員報酬の検討資料でお配りした、阪神7市の状況と、同規模といえる人口15万人規模の市区町村と比較し、川西市の市議会議員の報酬額の立ち位置を確認した資料がございましたが、今回はその資料の市長、副市長、教育長のケースで、阪神7市や人口15万人規模の市と比較できるように作成したものでございます。人口1人当たりの負担額について、上段の表が、阪神間での比較になっておりまして、表の一番右側に、市長、副市長、教育長の特別職に係る支出の人口1人当たりの負担額。こちらは364円。阪神7市では、3番目というふうになっております。そして下段の表が、人口15万人規模の自治体17市との比較になっております。こちらも表の一番右側にありますが、川西市の負担額は全体で4番目ということになっております。

資料の説明は以上です。

会長

前回、議員の報酬について同様の資料を作っていただいたときは、右側の人口1人当たりの負担額の順位は2位だったんですよね。今回の資料は4位ということで、高いほうと言えば高いほうなんですけれども、ただ、前回の議員の場合は、議長、副議長から、議員のところの1つ1つの報酬を見ていくとそこは1位なんですよね。それで、住民1人当たりの負担額の順位は2位だから、武蔵野市が1位になるのは、報酬の金額は川西市よりも低いんですけれども、議員の数が多いから、それで結果的に総額を人口で割ったら、武蔵野市が1位になっています。

こちらの表は、一人一人の分は、市長が5位、それから副市長も5位、教育長は7位ですけれども、その総額をみると、住民1人当たりの負担額は、全国17市中4位になるという数字です。市長のほうは確かに順位的には、5位となっていますけども、他都市の報酬額を比べたら、少し多いだけです。

ところが、議員は報酬額としてもかなり大きいと感じられるところだったので、後程、答申案のところでもご覧いただいて、ご意見いただきたいところなですけれども、 議員のほうは、審議会としても一定の意見を出しておいたほうがいいかなと思ってい ます。

事務局のほうに、議員だけ資料を作って、市長等のみ作らないのはおかしいということで、この資料を作っていただいたんですけども、従来のやり方が、まず阪神間で比べて、それで数値を決めるから全体的に高めに出てしまって、それを全国と比較すると、結果的にはかなり高くなります。その相対的な高さが、市長の場合は住民1人当たりの負担額の順位は上のほうにいるけれども、報酬額自体はそれほどでもない。一方、議員のほうは、順位だけでなく、金額自体も高かったっていうのが率直な印象ではありました。

一応、前回の資料との関係で、今回こういう資料を作っていただいたということで ご説明させていただきます。

課長

引き続き、資料の説明させていただきます。

続きまして追加資料ですけれども、兵庫県における最低賃金の推移について資料をご説明させていただきます。追加資料1ページ目の左上のほうに、兵庫県における最低賃金額の推移を掲載しております。令和3年度の最低賃金928円。これを起点100%といたしますと、令和7年度の1,116円、改定率では120.3%となっております。下の表は最低賃金についてまとめているものですので、またご参照ください。

では次に、委員報酬の引上げ後の試算について説明させていただきます。次のページをご覧ください。こちらは阪神7市の行政委員の報酬一覧となっています。上から順に、川西市の現在の報酬額。2段目からは、現在の報酬額をそれぞれの改定率によって改定した場合の金額というふうになっておりまして、それぞれ順に最低賃金ベースの金額、一般職ベースの金額、管理職ベースの金額、年収500万円ベースの金額。

そして、その次の段からは、阪神間の他市の現在の報酬額となっております。それ ぞれの改定率で算出した報酬額、これが阪神間の他市と比較した場合に、順位がどう なるかというのをまとめたものでございます。なお、代表監査につきましては、前回 の第3回審議会での議論をもとに、年収500万程度を目安とする月額42万円という ことで設定をしております。続きまして、4ページから6ページ。こちらにつきまし ては、過去からの川西市の行政委員会の報酬の改定状況をまとめた資料となります。 4ページ目は、令和7年度の報酬額。これを最低賃金ベースの改定率20.3%で試算し たものというふうになっております。次の5ページ目は、同じく令和7年度の報酬額 を、一般職員ベースの改定率 6.5%、これで試算をしております。次の 6ページ目は、 これも同じくですが、令和7年度の報酬額を、管理職ベースの改定率3.5%、という ことで試算をしております。行政委員会の報酬につきましては、以上の阪神7市の間 の比較と、これまでの改定状況などを踏まえた上でご検討をいただければと思いま す。最後に、これは資料にはないですけれども、前回の審議会で質問をいただいてお りました、川西市における内部統制制度の進捗について説明させていただきます。あ くまでも予定ではあるんですけれども、令和8年度から、内部統制を本格的に進めて いく見込みでございます。それに伴いまして、代表監査以下、監査委員は、内部統制 に関する業務が必要になりますので、主な業務である定期監査などの定例業務と、住 民監査請求などの突発的な業務に加えまして、内部統制業務を担うということになり

ます。よって、代表監査、監査委員も含めてですけれども、業務量は今後増加する見込みというふうになっております。説明は以上です。

会長

はい、ありがとうございました。

委員の報酬に関連してのご説明をいただきました。この資料の2ページ目以降のと ころで、報酬に月額と日額の区別がありますが、それがわかりやすいように資料を作 っていただきたいというご希望があって、こういう形になっていますが、その時に委 員から、日額と月額を採用してるそれぞれの根拠ついてご質問いただいたのに、その 疑問にお答えしないままに話を進めてしまったことに会議録で見なおした際に気づ きました。それで事務局のほうに調べていただいて、過去の答申を改めて読んでみま した。前回も行政委員の報酬は、地方自治法では日額が原則になっていて、場合によ っては月額を採用できるという規定ですが、川西市の場合には、平成29年特別職報 酬等審議会で議論する前までは、概ね月額になっていたようです。そこで、原則日額 なのに、月額を採用したというのは、多分かなり古い話で、なぜ月額を採用したかは、 平成29年の審議会のときに、月額というやり方を安易に採用しているのは問題では ないかと議論になったようです。日額がふさわしいのか、月額がふさわしいのかとい う視点から、特に勤務形態については、常勤型と準常勤型と非常勤に分けて、常勤だ とか準常勤だったら、月額でいいけども、ポツンポツンとした単発的な勤務なのであ ったら、仕事の内容等々を見て、それで最終的に日額にするかということを検討され た結果、先ほどの資料の内容でいきますと。行政委員会の報酬一覧2ページ目で言え ば、選挙管理委員会は委員長を除いて日額になり、それから公平委員会も日額にする というように、このときに変えたようです。ですから、特に理由もなく月額を採用し ているのはおかしい、原則は日額なんだから、勤務形態は月額にふさわしいものでな い限りは日額にしたほうがいいという判断で、日額が採用されているのがこの2つの 委員会ということになります。つまり、この段階で日額が採用されたことで、行政委 員会の多くのところで日額が採用され、例えば監査委員や農業委員会が月額になって るのは、業務内容から見ると、会議としての委員会だけではなく、他に種々の日常的 な業務があるため、月額でやらないと報酬として不適切だという判断をされてこうい う形になっています、一応補足ということでご説明させていただきます。

先ほど申し上げましたように答申案では、前回ご議論いただいたことを踏まえて、 こちらである程度の案は、記載させていただいてるんですけれども、それはあくまで もたたき台なので前回まだ十分議論されていないところがありますので、行政委員会 の報酬についてこの場で改めて、審議させていただきたいと思います。

課長

今回の資料2ページ目以降なんですけれど、阪神間の比較と、最低賃金ベース、一般職ベース、管理職ベースといった形で金額を出しておりますので、このあたりを中心に議論いただいて、その後ご意見をいただければと考えております。

会長

行政委員会のところをご説明いただき、前回の議論との関係では、先ほど内部統制 のこともご説明いただきましたけれども、監査委員や代表監査、特に代表監査のとこ ろですけれども、その報酬については、現在のところ年収で290万ちょっとになっています。業務内容としては、いわゆる常勤型に近いもので、かなりハードな仕事をしなくてはならないということで、前回もこれは別途考えて業務内容からいくとかなり引き上げる必要があるんじゃないかという方向性でした。加えて先ほど、事務局からも触れていただきましたけども、内部統制制度について、現在は都道府県と政令指定都市だけが義務づけられていて、あとは努力義務で各市ごとに、内部統制システムを整備するかどうかというのを判断してやっていくということで、川西市の場合、今のところ採用をしているのは、地方自治法が予定している本格的な内部統制システムではなくて、事務処理でミスがあったときに、それを公表するというようなところです。つまり、内部統制の中の一部について公表制度を採用しているというところなんですけども、それが近隣で言いますと、三田市とかはもう本格的に採用していて、内部統制制度を採用すると、内部統制のうまくいってるかどうかの評価報告書を作って、その作った評価報告書について監査の立場の人が監査をした上で、その監査意見を公表するという仕組みになってます。

そもそも、企業で不祥事がいろいろとあって、そのコンプライアンスだとか、ガバ ナンスだとかっていうのをしっかりするようにということで、まず、企業のほうが、 内部統制システムを初めは自発的にやっていたんですけども、それが法律で強制され て、本格的なものになって動き出したのを受けて、今度は総務省が自治体もちゃんと やらなければ駄目でしょうということになった。地方自治法を改正して、それでまず 大きいところ、都道府県、それから政令指定都市は、採用することを義務づけますよ、 と。他のところは、すぐ義務づけると、それは負担になるから、努力義務にしておき ましょうということだったんですが、2017年の改正から7、8年ほどで、兵庫県 でも三田市などで、採用するようになってきたということで、どうも川西市も近々そ ういう方向に動いているということです。そうなると、前回、事務局からご説明いた だいた代表監査の仕事が、通常の業務を監査するのに加えて、住民監査請求もあって、 それにも対応しなければならない、加えて内部統制についてしっかりと整備しようと すれば、その整備段階から監査委員は関わっていかなければならない。しっかりした ものが出来ていないと、後で監査するときに不備を指摘することになるので、整備す る段階から監査の立場にある、特に川西の場合であれば、代表監査は関わっていく必 要がある。それで、今度は動き出したら、毎年、その内部統制がうまくいってるかど うかについて、業務を担当する側が作った評価報告書を監査し、監査意見を作成して、 それも公表するっていう段取りになっていますから、今にも増して仕事が増えてく る。

そうなると、これは企業の監査役だとか、監査委員などと変わらないハードな業務になってくる。自治体の監査と民間企業単純に比較するのもいかがなものかというところがあるかもしれませんけれども、前回もお話したんですが、年収で600万、低くても500万、大企業では、常勤監査役などは1,000万単位であってもおかしくない金額です。それを考えたら、現状の300万足らずというのは、いかがなものかという疑問が、代表監査についてはありました。これは、ちゃんと仕事をしてもらうという意味で、それなりの報酬は考えるべきじゃないかということで、答申案では、現在より

も 1.5 倍から 2 倍ぐらいに上げるべきかと考えました。 2 倍というのは 600 万になる んで、民間企業の感覚だとそれでもいいけれども、地方自治体では行き過ぎかなと今 は思っています。しかし、1.5、1.6 倍とかという数字は、必要な金額ではないかと、自分の専攻に引き付けて少し偏っているかもしれませんけども、そういう率直な感覚 は持っておりますので、代表監査は行政委員会の報酬の中で別枠で考えていただきたい考えています。

それ以外の委員報酬について、その現状をどれぐらい上げるかっていうところは、前回、特別職についてご議論いただいたところで、人事院勧告に対応して、一般職の方の数値の6.5%で行くか、それとも、市長とかに最も近い管理職である部長級の方の引上げ率の3.5%という数字に近いところでいくかというところで、ご議論いただいたんですけども、その数値をそのまま行政委員にも当てはめるのかっていうのが1つ。前回、最終結論ではないですけども、方向的には物価上昇の観点からも6.5%の選択もあるけれども、管理職の部長職の人よりも、市長のほうがどんと上がるのはそれはそれでいかがなものかというようなご議論だったので、方向的には市長は3.5%で改定する。行政委員のところは、その数字をそのまま当てはめて3.5%ぐらいでいいのだろうか、いやいやこちらのほうは6.5%がいいんだろうかと。さらには、事務局のほうでお考えいただいた最低賃金の上昇率を参考にすると、20%ぐらいという数字が出てきた、そうした表がつくられているというのが、今の資料です。

そのあたり、どういう数字が妥当かということで、ご議論いただければと思います。ちなみに20%の数字を当てはめると、先ほどの近隣のところと比べても、かなり高くなってくるというところはあります。数値としての拠り所が、従来市長等の特別職について参考にしている一般職の方、それから部長級の方の上げ幅、それ以外にないだろうかというので、物価上昇ということで、昨今、最低賃金が大幅に引上げられているので、それも参考にするとしたら、どれぐらいの数字になるかというのが、20%なんですけども。こういう行政委員会の委員報酬について、参考にするのに、市長等の特別職に当てはめているような数字とは別に、最低賃金というところを引っ張り出してくるのが、適切かどうかというのも、ご検討いただければと思います。

率直なご意見をよろしくお願いいたします。

委員

今、ご指摘もあったように行政委員会の委員だけ、なぜ最低賃金引上げ率を参照するのかというところに、何か説得力を持たせる必要があるのかなとは思います。私個人としては、一般職の引上げ率を参考にしてもよいのではないかと考えています。あと、ご指摘があったその代表監査の引上げ幅を年収500万基準で考えるということに関しては、何か根拠というか、説得力を欠くように思うので、もし年収500万ベースということを採用するのであれば、何かその年収の裏づけというのが必要になってくるんではないかと考えています。以上です。

会長

ありがとうございました。

まず、行政委員のほうで、今のご意見は突然最低賃金っていう数値を引っ張り出す 根拠の問題、それと委員のご意見は、管理職よりも一般職の職員の数値、6.5%をより 押すというご意見ですね。

委員

そうですね、日額とかだと、部長級クラスの収入ベースなのかっていうところに、 まずちょっと疑問がある。

日額だと非常勤的な性質が強いんじゃないかなとは思いますので、そうすると日当 みたいなことですよね。一般職の方の改定率を基準にしてもいいんではないかなとは 思います。

会長

一般職の数値ですと、5ページの表になるんですね。現行は令和3年の例えば教育委員会委員ですと、月額15万200円が、6.5%上がると16万。日額の公平委員会であれば1万5,700円が1万6,000円になる。これは近隣と比べたら、どうなんですか。

課長

阪神間との比較は2ページ目と、3ページ目になります。例えば、教育委員会でしたら、2ページ目の一番左の列なんですけれども、月額現在15万200円。これは順位としましては、阪神間で5位となります。

会長

伊丹市を上回る、三田市は極端に低いんですね。だけど他と比べたら、1万から1万5,000円ぐらい低いというところですね。ちなみに、部長の管理職ベースだったら15万5,500円くらいか。もし、16万になっても尼崎市より低いんですかね。もとの数値がそんなに大きい金額じゃないですから、そこに3.5%ないしは6.5%を加算しても、というところです。いかがでしょうか。

副会長

例えば市長さんとか、議員さんというのは主たる収入であって、生活も絶対しないといけないということで、それは相場として上げていかないといけないと思うんですけど、行政委員さんの場合については、要は主たる収入ではなくて、いわゆるボランティアじゃないんですけども、その能力を行政に生かしてもらうという立場である限り、行政委員さんのほうを、例えば、最賃にかけてものすごく上げるとかいうのは、ちょっとおかしいかなと思われますんで、基本的には市長等の特別職、議員さんと同じ改定率でいくのが、私はいいんじゃないかなと思うんですけども、だからそれで生活されてるというわけではないので、そこはある程度、ボランティア精神を発揮してもらうということで、いいのかなというふうには思います。以上です。

会長

委員いかがでしょう。最終的なところではないですけれども、市長等の特別職の方向としては3.5%ぐらいという線になってますけども、その数値を聞いて、行政委員会の委員という仕事から、それが生活給と繋がるわけじゃないから、そんな最低賃金っていうのを比べてどうこうというものではないし、私自身も先ほど委員のご意見を伺ってて、金額的には大した金額じゃないんですけれども、他の特別職の3.5%と比べて、6.5%を積極的に採用する根拠ってなると、それはそれでないのかなという気はいたしました。それから、市長等の特別職が3.5%だったら、その数値に合わせてもいいという気は私も何となくしているところです。

委員

ご指摘いただいてるのは他の市長等の特別職と比べてという趣旨はわかっているんですけれども、どうしてもその市長、副市長、議員っていうのは、やっぱりある程度の基礎報酬額に割とボリュームがあります。それに比べて、今回、検討している行政委員っていうのはもう日額が結構多くてですね、その年に何日稼働するかについても、年に数日っていうような役職も多いわけですよね。なので、基準となる報酬総額っていうのは市長とか、副市長、議員と比べたときに、全く金額的に違うと。なのに、総報酬額がそんな多くないのにですね、年収が多い部長級クラスでの改定率を採用するっていうのは、ちょっと私はなかなか解せないなというところがあって、それだったら一般の方、そんなに基本的な給料の額が大きくない方も含めた一般職全体の改定率を参考にしてあげるべきなんではないかなと考えます。いかがでしょうか。

副会長

そういったご意見は当然あるかと思いますので、どれを否定してどれを賛成するということではないんで、そういった意見を採用するんであれば、特段反対する理由はないというふうに思ってます。

もう1つは、平成29年に、農業委員だけがマイナス27.9%という特別な何かを検討されて減額をされてますので、いわゆるそれぞれの行政委員について特段の理由があれば、他と合わせた一律の改定率にする必要はないのかなというように理解してもいいのかな。

委員

根拠はないので、何を参考にするか、引き合いに出すかっていうところですね。今仰っているように、部長級クラスにするのか、一般職クラスにするのがいいのか。最低賃金を参考にするのかですね。どれも皆答えが出ない。ただ、今さっき仰ったように、最低賃金というのは今回あまり関係ないんじゃないかなっていう気はするんですね。それは、普通の世間一般の方の給与は、公務員も含めて最低賃金は引上げていくんでしょうけども、ただ、ある程度それを参考にして、世間一般で何年前かな、2割ぐらい上がってる時がありましたから、そういう世間の水準に合わしていく必要はあるんではないかなとは思います。だから、6.5%にするのか3.5%にするのか、その辺は何が妥当かというのが非常に難しいところだとは思いますね。

会長

農業委員の、ところですけど、29年の答申のときには、阪神6市と比較した際に著しく高額だったっていうので、他市との比較で基本値よりも大きな減額改定を行うというふうにしたと記載があります。

委員

4年も8年もそのままにしておくというのは、まずは駄目だろうというのはありますよね。それでどの程度増やしていくかというのが、役職によっては3.5%から6.5%にするというのはあるんでしょうけども、さっきも仰ったように、それで生活してない人は別に上げなくてもいいという考え方もある。いずれ、今回の答申では、上げるということは考えていくんですけど、その上げ幅をどうするかっていうのが、やっぱり近隣の他市を参考にするというのが良いのではないかという。ただ全国の15万人

都市というのはあまり参考にならない。15万であっても全然面積が違ったりとか、産業が違ったりとかしますので、それはあまり参考にならない気はしますよね。

会長

これと言った積極的な何かがあるわけではない。

部長

今回資料を作らせていただくにあたってですね、基本的に一番年を取っている部長級が3.5%というようなイメージだったので、他の世代、課長級まで見てみたところ、課長級というの40歳代、前半ぐらいからなんですけど、課長級が3.52%程度でした。ただ、6.5%というのはデータとしてですね、副会長も前回仰っていただきましたように、初任給ですとか、20代、それから30代前後の方の引上げがかなりウエイトを占めているような状態で、比較的40歳以上というのは、課長級で3.52%程度ですので、部長級は3.49%なんですよ。3.5%という形にしてるのでちょっとそういうデータのばらつき、特にその6.5%というのは20代30代の層の、国家公務員の引上げ幅がかなり、影響しているというデータが出ていますので、参考までにちょっと申し上げさせていただきます。特に人材を確保する意識が若い層にどんどんいってそれが、国家公務員も同じような形でしないと、人材が確保出来ないということで改定の数字を上げてきたんじゃないかなと、今回の人勧なんかは特にそういう傾向が見られるというのはありますね。行政委員会の中でも、年齢層がどうということはないですけど、6.5%に対し、20代30代の上げ幅が今回の人勧において、大きな要素となっているというのは1つ参考にしていただけるんじゃないかなとは思います。

会長

ご発言いただいていない方どうぞ。

委員

上げ率によってお仕事に対するモチベーションは変わるものなのでしょうか。影響がすごくあるのであれば、考えないといけないとは思いますが、今20代30代の人材確保のため、いろんなところで初任給がすごく高くなっていて、確かに委員が仰るように、その上げ率に合わせて、すごく高くするのには根拠というか理由がないなと思ってしまうかなというところです。

会長

個人的に、自分がそういう自治体の委員会などに関わることがあります。公認会計士の試験委員のときは、あれは多数の問題を作って、長時間の議論をするため、かなり時間も取られるので、それなりの報酬をもらわないとちょっとやってられないというところはあります。しかし、こういう委員会系の仕事は、自分の仕事の関係で引受けて大丈夫かどうかっていうところを考えますが、その報酬でどうしようかと考えるっていうことはあんまりないですね。だから、最低賃金の関係で一気に上る、そういう上げ方はいかがかと思うんですけども。3.5%か6.5%という上げ幅は、自分自身としては、どっちでもいいんだけどなっていうところはあります。しかし、この月額のほうは、業務にそれなりの拘束がありますよね。月額でもらってる方は、もともとがその仕事内容が常勤性だとか準常勤性を重視しているわけですから、それなりに時間は取られているので、物価上昇とかを考えて、それなりの上げ幅にするっていうのは

確かに、考慮しなければならないのかなと。それを分けるというのは変なのかな。さらに議論を混乱させてしまうんだろうか。物価上昇率で見たら、6.5%のほうが近いんですか、この4年間の変化としては。

部長

専門ではないのですが、報道などを見ると、賃金の上げ幅が物価上昇に追いついてないっていうような話からすると、少し物価上昇率を見たときには、最賃の上がってる幅に近い、それ以上その20%上がっているということはないでしょうけど、どういう見方をするかによって、かなり視点が変わってくるかなとは思いますね。

会長

いかがでしょう。多分、これぞっていう積極的な理由がないと、結論の出しようがないか。

副会長

どれを採用するにしてもやっぱ根拠が、割と不明確なんですよね。正直。

会長

だから、結局、3.5%を採用するのは、まず特別職が3.5%だから、その数字をそのまま当てはめましたっていう、その安易な選択なんですけども。それは特に理由づけの問題ではないんで、特別職と同じ扱いをしましたっていうことですけれども、別の扱いをするときには、積極的な理由づけが必要になるかと思います。

そのため、先ほど委員が言われた、代表監査のところは、これは理由づけをしっかりする必要があります。先ほどの農業委員会の報酬が大きく下がったというのは、こういう理由で下げたっていう理由づけがあった訳です。そのため代表監査の報酬を大幅に上げるときにも、その理由づけが必要だと思います。単純に近隣と比較して報酬が低すぎるから、というだけでは議論は進まないかなと思うんですけども。

ただ、行政委員のほうは時間をかけても、結論を出しにくいかとは思いますが、いかがですか。私はこれに賛成っていう感じで、ご意見をいただければ。

委員

私も全然決め手になる、何かがないですけれども、据置きではないだろうと考えています。それで、どれぐらい上げるかっていうときに、最低賃金の案は無しだとすると、今数字が2つですよね。業務の内容とか実態があまりイメージ出来てない中で、6.5%上げてしまうのは少し躊躇があるかな。それだったら3.5%かなと思います。だから部長級に揃えるというよりは、数字が2つあるのだったら、まずはそこみたいな、感じではあります。

本来だったら1つ1つの委員の方たちの業務の実態とかを精査して、もしかしたらその上げ幅では不足なところもあるかなと思うので、また次回、次の時期に、議論の必要があるんじゃないか、というように個人的には感じております。

会長

他の委員いかがでしょうか。何かご意見ございませんか。

委員

我々、今回審議会に参加させていただいていますけども、1回あたり各々報酬というのを頂戴しておるのかと思うんですけども。そのときの報酬というのも、やはり何

かの対比によって、多少変動してるもんなんでしょうか。

課長

はい。この特別職報酬等審議会でいただいた答申をもとに、今回のこの審議会、他 にもいろいろ庁内にあるんですけれども、それらの報酬金額というのも、基本的には 連動して同じ幅で上げたりないしは下げたりしているのが現状です。

委員

そういう意味でも我々はこの審議会に、私なんかたまたま今回参加させていただいてて、年に数回程度なのかなと思うんですけども、そういった意味では生活をそれで成り立たせてるわけではない。あくまでベースとしては仕事をして、報酬は出てる。それからすると先ほどのパーセンテージからしたら川西市の管理職のパーセンテージになってしまうということでしょうかね。

委員

業務の内容は分からないんですけども、内部統制が開始することで忙しくなるのは 代表監査だけなんでしょうか。委員の方も忙しくなるでしょうか。

課長

委員にも少しは影響があるかと思うんですけれども、代表監査の占める比重といいますか、出勤日数なんかも特別多いですし、最終的に意見書なんかを作成することにもなるかと思うんですけども、そのあたり、一番業務に絡んでくるのは代表監査かなと思います。監査委員も全く業務が増えないということはないと思うんですけれど。

委員

3.5 なのか 6.5 なのか、どちらかに決めないといけないのかなというのと、監査委員だけでも、6.5 でいいのかなと思ったりだとか。すいません、業務の内容がわからないので、あんまりはっきりした意見ではないんですが。

会長

監査委員を除いた他の委員も、例えば、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員 長、それから農業委員会も月額というところですけれども。でも、農業委員会が月額 だけど、額が大きくないんですね。

課長

はい。平成29年、各行政委員会の事務局にこの審議会に出席してもらい、業務内容なんかの精査をした上で、適正な金額がいくらなのかというのを、その当時やっております。それを受けて令和3年、そのときはコロナということもありましたけれども、今の金額が適正であり据置きするのが妥当だという流れで、令和7年現在この金額になっております。ですので、この令和7年現在のこの金額が合ってるか間違ってるかというと、過去の審議会の議論が正しかったものと想定した上で、議論頂くのがいいかなと思います。

その上で、先ほどの物価上昇の話とかもありましたが、日本が目指すインフレ率ですとか、あとは物価上昇率はものによっても色々、大幅に上がってるものもあれば、そうでもないものもありますので、そこと比較するとなると難しいかもわかりませんけれども。そうですね。根拠をどこに取るかっていうと難しいですけれども。市長副市長といった常勤の特別職、今皆さんに議論いただいてるこの行政委員会の委員の方

も非常勤の特別職ということになりますので、このあたりをどう捉えるのか。同じ率でいってもいいのかなという考え方もありますし、そこは皆さんに、議論をお任せしたいなと思います。

会長

各委員からご意見いただいたんですけれども、結局これといった決め手が...なかなか難しいんで。

今、物価上昇が大きいということがあって、なおさら 6.5 という数字をそれなりに認めてもいい、ということもあるかとは思うんですけれども。まとめる側の立場からは、安易なんですけれども、積極的に分けるということを、答申を作成する時に、その理由づけ云々を考えたら、その理由づけがないのに分けるというのは、やりにくいかなというのがあります。私自身としては、どちらかというと、行政委員に関しても特別職ということで同じ 3.5%ということで、強い反対意見がないようでしたら、それでまとめていただければというところもあります。

代表監査については、先ほど委員からご指摘がありましたように、ちゃんと理由づけ出来ないと、上げ幅が全然違いますので、そこのところはもっと各委員の方からご意見いただけなきゃなんないんですけども。ここのところは特に強くどうしても、というのでなければ、3.5のほうでまとめさせていただければと思うんですけども。

委員はいかがでしょうか。

委員

はい、結構です。

会長

よろしいでしょうか。では、行政委員全体も他の特別職と同様に 3.5%という線で、 一応ご理解いただいたということにさせていただきたいと思います。

残ってる問題は、監査委員のうちの代表監査のところです。先ほど委員のほうから、 私が理由づけとして申し上げた内容で、ちょっと弱いんじゃないかというご意見なん ですけれども。

委員

将来近々、代表監査の業務がうんと増えると。その増えた時に判断すればいい。

会長

もうこれから内部監査を導入する方向になっているってことは、その内部統制の仕組みを構築するところから、多分監査は関わっていて。ですから、もう事実上、そこから始まる。

部長

もう始まってるような状態ですね。

会長

川西市の内部で具体的にどこまで進んでいるか分からないですけども、動き出す方向ということは、もうそれなりの部署が、どういう体制を作っていくか、ということをやっていかなくてはならないので、そのときに、監査の立場は、後からでき上がったものを監査すればいい訳ではないです。出来上がったものに不備があったら、早速、監査意見で不備を指摘することになるわけですから、そうならないためには、仕組み

を構築するにあたっては、監査する立場から協働するというような状況になるんじゃないかと思うんですよね。それがもう多分始まると思うんですよ。

ですから、従来の代表監査の業務が、もともとその常勤としてやっていかなければならない位の仕事になっているところに、もっと恒常的に、住民監査請求であれば、出てきたらの話になりますけど。内部統制制度のほうは日常的な仕事ですから、それを日々やっていかなければならないということになりますから、今の報酬ではちょっと、それこそ引受け手が...

委員

もしかしたら300万どころじゃないと、1,000万位じゃないかという。

会長

民間企業だったらそういう数字なんですけども。そういう数字の出し方は幅がありすぎるので、およそ民間企業でも低いところだったら、4、500万という数字のところなので、そういう数字で現在の300万前後と比較すると、50%増し位のところが一応目安かなっていうところで申し上げたんですけれども、その理由づけだけではちょっと弱いということですね。

現実問題として、その職務に就かれている方が、業務を知ってな出来ないということで、川西市役所で業務されていた管理職級の方がされていて、その数字も一応目安にはなるかと思うんですけれど。

委員

他の方はちょっと増えるけど、例えばこの表としてね、代表監査については、どんと増えることになっちゃう。

会長

そうですね。だから、答申の中でもこれは別枠で考えるべきだと思います。

この前、農業委員会のときは、職務・業務内容を見て額を検討してみたら、あまりにも高過ぎるから下げましたっていうことでした。今度は、それと逆方向で検討した結果、今までの業務がすでに相当量あり、さらに大幅な増加が見込まれるところ、それが近隣と比べても相対的に見たら、確かに全然基準の違う市もありますけれども、およそ常勤的に代表監査・監査委員を配置している市であれば、先ほどの数字から言いますと、尼崎・西宮市だと65万・66万というところで、その次のところが宝塚市の43万という数字です。たしかに尼崎・西宮市は中核市です。そのため、中核市は業務内容が他の一般市と比べたら多いだろうから、66万っていうところだけども、そこまではいかないにしても、宝塚市くらいの数字というのが、数字的には妥当なところかなと思われます。その数字が結局、現在の川西市の代表監査と比べると、5割ぐらい上がる数字ということになります。

要するに引受け手の問題で、大変な仕事なのに、これで今より業務量が増えて、それにもかかわらずこの金額というのは、いかがなものか。これは片手間にやるような仕事ではないですから、ほとんどもっぱらそれに従事しなければならない、そうした業務に、300万ぐらいの報酬というのは低すぎるだろうという受け止め方なんです。

委員

いわゆる行政委員というのは、専門的な知見と拘束する時間を価値に変えるという

意味で多分あると思うんです。今の段階での設定は、平成29年にいわゆるその業務全体を洗い出しされたということで、適合性があるんだけど、今後についてはその内容が大きく変わるので、変わって当たり前というところは、理解していただける、説明できるんじゃないかなというふうに思います。

会長

従来の業務とは異なる、新しく仕組みがつくられて、それに監査、代表監査が対応 しなければならないという位置付けになるわけですから、その仕事量がどんと増える ことになります。多分、従来の監査から比べても細かいし、企業の内部統制と同じよ うなことになったら、仕組みを作るのも大変なんですね。報告書でそれを監査する立 場ですから、日頃から目を光らせなければならないので。適切な監査出来なくなりま すから。

そういうことを踏まえると、ちゃんと仕事してくださいよと言える、そういう数字は必要なんじゃないかなというのが率直に思うところではあるんですけど。ただ、それがどれぐらいが妥当かって言われると、結局、比べるものとして、どこを引っ張り出してくるかという話になるんですね。近隣市で言えば、宝塚市。規模的に尼崎・西宮市ほどではない。だけど、宝塚市だと20万人ぐらいですか。だから15万人、20万人というところありますけれども、その5万の違いが仕事量に大きく影響するほどではないのだとしたら、一応目安になる数字かなというふうには思うんです。

部長

私が聞き及んでる範囲では、今の給与水準の時は週2日ぐらい代表監査が出勤をされていたんです。それも、どちらかは半日ぐらいで勤めておられるっていうのを聞きました。今、会長がおっしゃっていただいたように、内部統制の仕事が増えるというのはもう間違いないです。ただそれよりも前に、住民監査請求ですね。請求が出てくると、市長部局の我々はタッチせず、監査だけで独立して対応しますので、業務量的には大体週4日位になってきているそうです。

特に尼崎市なんかは、オンブズマンがいらっしゃって、盛んにいろんなことについて監査請求が出てきているため、こういう金額になってるというのも、常勤位の、週4、5日位の業務量があるんだとは思います。

ですので、川西市も過去に週2日位でやっていましたが、大きな要素である住民監査請求が出てきた時は、期限を切って対応が求められますので、業務量的に週4日位になっており、ここ数年でかなり変わってきています。特定のそういう関心のある方も増えてきてますし、ご承知のように、知事選といった形や、議会の傍聴一つとってみても、かなり変わりました。前回の選挙の傍聴では、かなり関心を持って来られてる方もいらっしゃいました。相当状況が変わってきているので、今回ヒアリングしたところ、必要な勤務日数も業務量も以前よりかなり増えています。内部統制ももちろんですが、それ以外の住民監査請求もかなりボリューム的には大きくなっていると聞いております。

会長

それと市によっては、外部監査っていう、内部の監査委員とは別に、外部監査の契約をして、それで特定のものについてはその人に任せてしまう制度を採用していると

ころがある。そういう市は、多分、その業務量がその分だけ、他に任せることができるということで抑えたり、給与体系が違ってたりしてるようなんですけども。

当面、川西市の場合はそういう方向性ではないんだとすると、他に任せるのではなく、全部中で処理しなきゃならないという前提で、業務量が増えるという、そういう位置付けになるかとは思うんです。一応そういう方向で、たたき台として、答申を作成させていただいて、その中身で、改めて、これじゃまだ理由づけが弱いということであれば、その答申の内容をもう少し考えさせていただきたいということなんですけども。方向的には、金額そのものに対して賛成しかねるだとか、理由づけをしようがないでしょうとかっていうのであれば、もうどうしようもないんですけども、一応、現在と比べて業務量が増えるということで、それ相応な報酬として、近隣の宝塚市ぐらいの数字を目安とする、およそそういう方向で、たたき台を作成させていただけるということであれば、それで作った上で、改めて皆さんにご意見いただいて、それでもっとブラッシュアップするということであれば、させていただければと思うんですけれども。いかがでしょうかでしょうか。

委員はいかがでしょうか。

委員

はい。その方向でお願いします。原案を作っていただいて議論をお願いします。

会長

委員も、よろしいでしょうか。

委員

はい。承知しました。ありがとうございます。

ただそういう方向ですから、480 から 500 万位になるんですかね、1.5 倍ちょっと 超える位。

部長

1つの我々が基準として持っておりますのは、週4日勤務で行政経験者。となりますと、一番最初のときにも申し上げたと思うんですけど。現役で職員をやってきて60歳になりました。その人が61歳になるタイミングで代表監査をすることが、川西市以外のところでも多いんですけど。その人の給与水準というのは定年延長制度が導入されて、大体相場が決まっております。週4日ですと大体500万弱位です。代表監査に限らず、申し上げましたように、私が60歳になり、61歳から別の職場に、定年まで勤めるときには、60歳の時の給与の7割という基準で働きます。その水準を、答申の中で会長とも相談させていただきながらですが、それを下回る水準であれば行政の経験者というのは確保出来ないっていう現実もあります。そのため、その辺も1つの基準としては、もうそれぐらいが現実的な基準ではないかなと思いますので、その点についても盛り込みながら、一度相談をさせていただけたらなと思います。

課長

この後はですね、これまでの議論を踏まえて、答申案を作成していただいた分がありますのでそれについて、意見を伺うということなんですけれど。

当初はこのあたりで5分ほど休憩と思っていたんですが、議論が白熱しまして、想 定よりも時間はかかってるかなっていうところです。 会長

ここで、35分まで休憩させていただいて、35分から再開いたします。

会長

審議会を再開いたします。

本日の会議次第の4、答申案の作成に入って参ります。

まず、お配りしている答申案について、私のほうからご説明させていただきます。 最初に答申案の説明についてですが、市長、副市長、教育長及び議員報酬のいわゆるA群から説明をして、次に行政委員会の委員報酬のB群のたたき台の状況について説明いたします。

最初のA群については、文章の構成をちょっと入れ替えたり、細かな文言修正に加えて、市長等特別職と議員のいずれにつきましても、阪神間と人口 15 万人程度の自治体との報酬額を比較したことを追記しております。先ほども申し上げましたように、前回は議員報酬についてだけ、15 万人都市の比較をしておりましたが、ご覧いただきましたらお分かりいただけますように、市議会の議員については、少なくとも検討した資料からすると、ちょっと高いという印象を持ったということを論じております。その部分をそこまで書くのであれば、市長の分が全然ないのは、資料としていかがなものかとなりかねないため、事務局に作成いただきました。

次にB群のたたき台について説明いたします。過去の審議会の結果、検討内容も踏まえつつ、委員報酬の改定率を今年度の人事院勧告に求めるのか、もしくは最低賃金から求めるかを検討している過程を記載しております。

ただ、さっきの議論からすると、最低賃金のところは省いたほうがいいかもしれません。最低賃金のところは、検討させていただきますけども、大方のご意見がそちらの方はあんまり、っていうことであれば、従来の比較対象のところだけでというように、それでもいいかなというふうに考えております。

特に代表監査の業務量について、住民監査請求など突発的業務の増加、加えて将来的な内部統制制度の実施に伴い、業務量増加が見込まれることを記載しております。 それらを踏まえて現状の代表監査の報酬が果たして業務量にふさわしい金額か、検討しないといけないので、先ほどご議論いただいた内容を踏まえて、代表監査の部分は現在のたたき台をもう少し検討させていただければというふうに思います。

ポイントは以上ですが、議員のところをご覧いただいてどうでしょう。前回、ご議論いただいて、他の15万人都市との比較で、少し高めだという印象を持ったということで、市議会のほうで、それなりの検討を願いたいというニュアンス、私は前回の審議会のときにはそういう方向で、というふうに申し上げました。

しかし、報酬額は、こちらの役割なんですね、金額の妥当性を検討するのが。それなのに、それを市議会に自分たちでも考えてくださいっていうのは、書き方としてどうかと思ったんです。他市と比較して、川西市の数値を中位の9位のところと比べ<del>く</del>ると、市長も相対的には高いけれども、議員報酬の高さは際立っている。その高い部分を下げる方法は、市民の負担分というのは、結局、支払総額であり、議員の数と報酬額をかけ合わせた数字が支払総額で、それを人口で割るという計算の仕方をしているので、結局、この負担額を下げようと思ったら、1つは個別の報酬額を下げるか、

もう1つは、議員の数を減らすかなんです。けれども、この前、市議会のほうで議席を26から24に削減しているという話が出たので、よく調べたら、割と最近だったんです。だとすると、そこのところに焦点を絞るようなやり方はちょっとどうかなと思いました。市議会の側でもそれなりに努力されているけれども、やっぱり高いので、その高いことについての検討材料として、今回は15万人都市との比較のほか、財政力指数をみるといったご意見もありましたので、私のほうでちょっと調べてみました。すると、上位に並んでる武蔵野市とか小牧市といったところは、財政力指数が高いんですよ。1を超えてますから。

しかし、他方で、財政力指数の低い釧路市も上位に出てきている。これは多分、北海道の人口減少が影響していて、それで結果的に、市議会の議員の数字をそのままにしていたら、割る数字が減ってくるから結局1人当たりの負担額が大きくなる。そういうところと並んで、川西市が出てきてるわけです。

阪神間の比較では、お互いを見ながらやってるから、全体的に高めに出てしまうんですけれども、それを15万人都市と比べてみると、いかにも高いっていう印象になってしまう。もっとも、この高いのを是正するのに、審議会の検討対象になるのは報酬額の減額だけれども、それを根拠づけるものが、15万人都市との比較だけっていうのはいかがなものか、また、財政力指数もあるけれども、それで比べたら事足りるわけではないので、検討するとしたらもうちょっと本格的にやらなくてはならないでしょう。しかし、審議会としては、今回はそこまでは行けそうにないので、疑問を持ちながらも、現段階としては積極的に押さえるだとか減額するだとかっていうことについて、結論を出せるところまでいけないので、それで従来通り、3.5%ですね。特別職の改定率そのままの数値を当てはめることで、暫定的にそういう結論の出し方になったとしています。

ただ、次の審議会のときには、改めて考える必要があるでしょうという書き方にしました。だから、議会のほうで検討して欲しいという言い方ではなくて、審議会のほうでは、かなり高いということについて疑問を持ってるんだけれども、もうちょっと本格的な議論をしないと、具体的な数値を出すところまでは行けそうもないということで、文章としては先送りの形になってますが、次の審議会のときに、高すぎることの是正が必要だと考えるのであれば、本格的に検討してもらうことが必要なんじゃないかという書き方になっております。ですから、それを受けて市議会のほうが動いてくれれば、それはそれでよし。そのままであれば、その答申のところに出てきてるような形で、次期審議会も本腰を入れて、報酬額を検討せざるをえないかなと思っている次第です。

かなりの疑問を持ったので、今後は、そこに焦点が絞られる可能性があります、という書き方にいたしました。だから、もっと踏み込むべきということであれば、書き直す必要があります。当面は、今まで正面から出してなかったものを、一旦は出して、それで今後の課題にする、というやり方です。ただ、今後と言っても、今回3.5%でも上げますので、議員報酬は、もともとの絶対額が1位ですから、差が広がります。一人口で割った数字は2位で、武蔵野の数字とかなり開いてるので、3.5%ぐらい上げたくらいでは順位はひっくり返らないでしょうが、3位以下とはかなり差を広げること

になりますので、同じ資料を作ったら、次回はさらに際立ったものになります。そういうことを踏まえて、市議会のほうもそれなりに考えて欲しいということです。結論的には穏便なものにはなってるんですけども、その点のご了解をいただけるかどうかというのが 1 点。

それから、代表監査のほうは先ほど委員のほうからご意見もいただきましたので、今回、たたき台として書いてるものをもう少しブラッシュアップさせる必要があるかなというふうには思いますが、方向的には、金額のところの1.5から2倍という、2倍のほうはちょっと勇み足なんですけれども、1.5、6倍ぐらいのところで、もう少し理由づけになるようなものを、付け加えたいと考えております。

以上、ご説明と言い訳的なのになるんですけれども、ご審議いただければと思います。

なお、議員報酬については、近隣で言えば、西宮市で据置きの答申が出てるんですよね。だから、やっぱり高いと思ってらっしゃるんでしょう。他の特別職は上げても、議員報酬は据置きだという、そういう動きは、場合によったら、この阪神地区でもっと出てくるかもしれません。また、正確なところは忘れたんですけども、ある議会の議員の中から、議会で自主的に下げようじゃないかというような議論も出ていて、それに対して議員のブログでは、議員の報酬については報酬審議会があるんだから、その意見を尊重すべきで、自分たちで下げるというのはいかがなものかっていうことを書いてるのもあります。横並びで上げてきたものの、よそに目を配ってみると、かなり高くなってしまっていたと、一部の市議会では考えてらっしゃるところがあるのかなとは思います。場合によったら、足並みが乱れてくる可能性もあるかと思うんですけれども。

今の段階の答申案は、それについて具体的な方向を答申するところまではいかないけども、問題意識を持っており、このままの状態が続くのであれば、少なくとも次回は本格的な形の検討が必要じゃないか、というように書いています。だから、検討した上で、もし積極的な理由づけがあるのであれば、高いのを維持することもあるかと思いますが、いずれにしても、検討材料を増やして、次回検討する必要があるという結論になっております。

もう一つの行政委員会のほうは、先ほどご意見を色々いただいたので、それを踏まえた上ですけども、金額的には3.5%という数字で、一応そこが決まれば、従来の特別職についての判断基準をそのまま行政委員にも当てはめるということになります。 先ほどの代表監査の部分は宿題になりますけども、それ以外はそれほど理由づけが問題にならないかなと思います。

答申案についてはいかがでしょうか。

お手元の資料で現在のところは、10ページのものになってます。そのページの最後の部分に、1.5倍から2倍という、勇み足の数字が出ており、その直前の9ページ目の下のほうが、最低賃金云々というところですけれども、先ほどのご議論を踏まえると、そこのところは必要なくなって、従来の基準で考えるということでいいのかなというふうに思います。

その前が内部統制に関わる代表監査について、8ページの一番下のところですね。

最後の段落で、監査委員については、特記すべき事項として、という形で、業務内容が増えてきて、加えて内部統制の動きが出てきているから、それを踏まえてということで、最終的には、代表監査については、かなり大幅な引上げが必要ではないかという結論にしています。

先ほど、いただいたご意見を踏まえて、ここのところをもう少し理由づけを検討させていただいて、流れからすると、次回、ほぼ全体が増になった答申案を最終的にご承認いただくという方向になると思います。先ほどご議論いただいた方向で取りまとめさせていただいて、答申案を作成するということでよろしいようでしたら、一応、後はこちらのほうで、最終的なたたき台をつくらせていただいてということになります。

答申案だけだと、会議の開き方として、対面ではなくて、持ち回り書面決議というやり方も従来はあるようです。そこのところも、ご意見いただければと思います。やっぱり最後のところはちゃんと読んだ上で、議論して、最終的に、この場で、会議を経て確定させるっていうことが必要だっていうのであればもちろん会議を開催させていただきますし、一応、ご意見が大方まとまっているので、代表監査の具体的な金額の部分を除いたら、ほぼご意見をいただいてまとめるのにそんなに苦労はないかなというふうには思うんです。そういうことで、場合によったら、書面でということもあるんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

中身を見ないで、そんなの意見の出しようがないということであれば、答申案をお送りして、その上で最終的に会議を開きましょうかそれとも、書面でいけるようでしたらそれでというやり方もあるかと思うんですけれども。もし、そういう方向でもよろしいようでしたら、こちらのほうで作成して...これはいつまでに答申する必要があるんでしょうか。

課長

できれば11月中には、というところです。

会長

11月中でよろしいんでしたら10月中に作って、10月の下旬くらいまでに各委員の皆様にお送りし、その上で会議を開くかどうか検討する余裕はありますね。

そこから、会議を開いた上で最終答申にするか、いやこの内容で概ねいけそうだというのであれば、その場合はすぐそこで確定してしまいますし。修正が必要だというご意見があれば、それをこちらで修正した上で、最終版をお送りして書面でご承認いただく、というやり方もあります。いや議論が必要だというご意見をいただけば、11月に会議を開き、答申案を仕上げるという方法もあります。そのあたりいかがでしょうか。

私、個人的には、ご覧いただいて、それで会議どうしましょうという方がいいかなというふうに思っています。始めから書面開催というのは、そこまでご了解いただけるかどうか、分からないところもありますので。答申案を作成した上で、会議の開催の要否をご判断いただいて、必要であれば、11月上旬位にもう一度会議を開催し、最終案を確定させるということになります。

事務局はそれぐらいの日程でよろしいですかね。

課長

先ほどですね、本日皆様に、次回の審議会の日程、ご都合のいい日をお伺いしました。その結果、次回集まるとすれば、10月30日が適当であるということになりました。

会長

その日にしておいて、それまでに答申案を作成し20日頃にお送りして、30日にご 出席をお願いすることになるかどうかの結論を出す。それでもいけるでしょうか。

話の順序が逆になってしまいましたけども、次回予定されている 10 月 30 日の日程を一応そのまま置いておいて、その前にまでに、1 週間ぐらい余裕あるところで、答申案を作成して、それをお送りして、ご判断いただいて、やっぱり会議を開催しましょうということであれば、30 日に開催する。いや、これで概ねいいですよということであれば、会議は開催せず、書面決議の形でまとめさせていただく。

それでいいでしょうか。

部長

今、会長に仰っていただきましたように、会議を開催する方法と、書面決議を取る 方法があると思います。

方法についてご提案いただきましたが、会議を開いた方がいいという意見はなかなか出していただきにくいと思います。そのため、一旦答申案を見ていただきご意見くださいという流れのほうがいいかもしれません。我々が他の会議で書面会議するときはそういうパターンが多いんです。となると30日にこだわらず、日程を再調整させていただくというのも1つの選択肢かもしれませんね。30日だと日程的にタイトになるかもしれません。

会長

たしかに、30日開催だと、日程的に厳しいかもしれません。

部長

30日に開催するかどうかという日程は厳しい印象のため、11月10日頃を目途として、開催するかを判断させていただけたらと思います。

会長

その日程で、答申は間に合うんですよね。

課長

はい。

会長

そういうことで、先ほど30日に会議予定が組まれていたようですけれども、それは一旦なしにして、こちらの作業次第というところはありますが、答申案を作成して、会議が必要であれば、11月10日頃に開催するということで、ご了解いただいた上で、進めさせていただければと思います。それでよろしいでしょうか。よろしいようですね。

課長

では、本日の会議を踏まえて、調整させていただいた答申案を皆様に送らせていただきます。

本日の会議はこれで終了といたします。また、どうぞよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。